

令和4年1月15日から

障害見舞金の給付内容を **拡充** します！

～ 等級が変更となった場合に、変更前の等級との差額を請求できます ～

会員が身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた時には、身体障害程度等級（以下「等級」という。）に応じて障害見舞金を請求に基づき給付します。

1級	130,000円	2級	110,000円	3級	90,000円
4級	70,000円	5級	50,000円	6級	30,000円

■ 拡充内容

これまで、障害見舞金の請求は、“初めて手帳が交付されたときの1回限り”としていましたが、**等級が変更となり、手帳の再交付を受けたときは、変更後の等級に対応する給付金額から、変更前の等級に対応する給付金額を差し引いた額を請求**できるように改正しました。

■ 経過措置

拡充内容の施行は令和4年1月15日からですが、施行日前に等級が変更となり手帳の再交付を受けていた方についても、**令和7年1月14日（施行日から3年間）までは**請求できます。請求忘れのないよう、お早めに手続き願います！

■ 給付パターン

裏面に事例別の給付パターンを掲載しています。

御自身の状況に当てはまる事例があるか御確認ください。裏面の事例に当てはまらない場合など御不明な点がございましたら、互助会までお問い合わせください。

■ 請求方法

【提出書類】

- ① 給付第2号様式「障害見舞金請求書」
- ② 変更後の身体障害者手帳の写し
- ③ 変更前の身体障害者手帳の交付年月日及び等級が分かる書類

ただし、平成22年4月以降に当会から障害見舞金の給付を受けた方については、③の書類は省略できます。

【様式の入手方法】

- ◆ 新潟県教職員互助会ホームページ > 様式ダウンロード > 給付関係様式
URL：<https://www.sinkyogo.com/>
- ◆ 総務事務システム（県立所属のみ） > 諸手続申請 > 諸手続（教育）
> 福利厚生・互助会 > 給付様式 No.L021

【提出先】

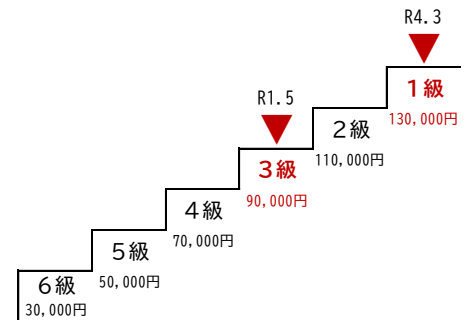
〒950-8570（住所記載不要）新潟県教育庁福利課内
一般財団法人新潟県教職員互助会 あて

事例別の給付パターン

(1) 令和4年1月15日以降に等級が変更となった場合

【例】令和1年5月 3級（初回の手帳交付）
 令和4年3月 1級（等級変更の手帳交付）
請求額 40,000円（130,000円－90,000円）

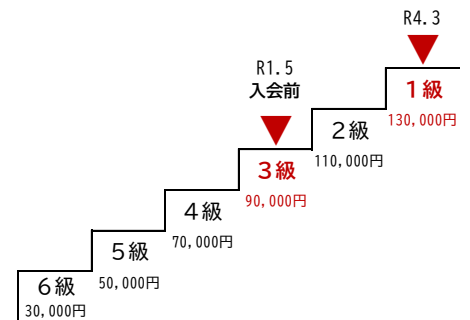
なお、3級の障害見舞金を請求していない場合は、併せて請求可能だが、初回の手帳交付から3年以内に請求しなければ、請求権は消滅する。



(2) 令和4年1月15日以降に等級が変更となった場合
 ただし、初回の手帳交付は互助会入会前であった。

【例】令和1年5月 **【入会前】** 3級（初回の手帳交付）
 令和4年3月 1級（等級変更の手帳交付）
請求額 40,000円（130,000円－90,000円）

ただし、(1)とは異なり、3級の障害見舞金は、入会前の事象のため請求できない。

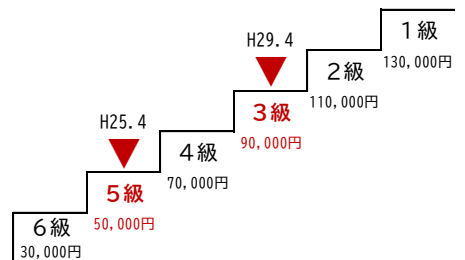


(3) 令和4年1月15日より前に等級が変更となった場合

【例】平成25年4月 5級（初回の手帳交付）
 平成29年4月 3級（等級変更の手帳交付）
請求額 40,000円（90,000円－50,000円）

経過措置により、施行後3年間は請求できる。
 この場合、初回の手帳交付年月日及び等級が分かる書類が必要※
 なお、5級の障害見舞金を請求していない場合でも、請求権が消滅しているため、請求できるのは差額のみ。

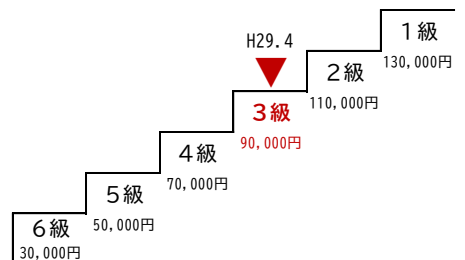
※ 平成22年4月以降に当会から障害見舞金の給付を受けた場合は提出を省略できる。



(4) 初回の手帳交付から等級は変わっていない場合

【例】平成29年4月 3級（初回の手帳交付）
 以後、等級変更なし
請求額 なし

3級の障害見舞金を請求していない場合でも、請求権が消滅しているため、請求できる額はない。
 今後、等級に変更が生じた場合は、3級の給付額（90,000円）との差額が請求できる。



【注】 初回の手帳交付が平成25年3月以前の場合、同日時点の等級が6級であるときは、変更後の等級に対応する給付金額から12万円を差し引いた額が請求できます。なお、5級以上の場合には、請求できる金額はありません。